



女性の自立支援に向けて



「婦人相談所ガイドライン」を学ぶ PART II

DV防止法成立後、婦人相談所は、緊急一時保護等、DV被害者支援の中核として位置づけられています。その業務内容を明確化し、支援の均等化、標準化を図るため全国共通の業務の指標となるガイドラインが今年3月策定されました。女のスペース・にいがたは、全国シェルターシンポジウムで「よりよい支援をするための取り組み」と題し、ガイドライン策定の意義と課題を考える分科会を企画しました。

全国シェルターシンポジウムの報告もします。「わいガヤトーク」も計画しています。DV防止と被害者の暴力からの回復と自立に向けて、あなたが考えていること、思っていることをお聞かせください。どなたでもご参加ください。

2014年11月23日(日)

会場：新潟市男女共同参画推進センター
「アルザにいがた」3階 307・308

参加
無料

時間：午前10時～正午

内容：全国シェルターシンポジウム分科会より
「よりよい支援をするための取り組み」の報告会と話し合い

■どなたでもどうぞお出てください。(申し込みは裏面です。)

* 保育あります。(保育申し込み案内は裏面をご覧ください。)

* お問い合わせ：NPO法人 女のスペース・にいがた事務局

TEL：025-231-3012 FAX：025-231-3010

Ema i l fspace@piano.ocn.ne.jp

主催：NPO法人 女のスペース・にいがた

希望される方は(裏面)へお申し込みください。定員40人 *11月20日(木)締め切り

